

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行						改正						改正理由																								
<p>本則</p> <p>(教育研究組織及び職等)</p> <p>第2条 労働契約により、任期を定めて雇用(以下「任期付雇用」という。)する教育職員(以下「任期付教員」という。)の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>工学研究院</td> <td>生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> </tbody> </table>						番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	5	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	<p>本則</p> <p>第2条 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>工学研究院</td> <td>生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手</td> <td>5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。</td> <td>再任可。ただし、1回限りとする。</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> </tbody> </table>						番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	5	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号	
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																															
5	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																															
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																															
5	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号																															

附 則(平成29年4月1日教規程第3号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。